

建設工事入札参加資格申請にかかる提出書類等の注意点について

1 被災者雇用に係る加点について

1月10日以前の調書その1の説明では、被災者であることの証明は罹災証明でなければならないと記載していましたが、当該加点にかかる証明書類については、被災証明でも可とすることとしましたので、御注意願います。

2 社会貢献活動にかかる加点について

(1) 茨城県等との防災協定に基づく要請により防災活動を行う者への加点について

ア 茨城県との防災協定に基づく要請を受けて防災活動を行う者に対しては10点、茨城県以外の市町村等との防災協定に基づく要請を受けて防災活動を行う者に対しては5点の加点を行います。

イ 茨城県の要請により防災活動を行う者であることに基づく加点を希望する場合には、証明書類として、所属団体が発行する県との防災協定に基づき活動する者であることを証する書面を添付して下さい。

なお、市町村等との防災協定に基づく要請を受けて防災活動を行う者への加点は、経営事項審査の結果に基づき行いますので、証明書類は必要ありません。

(2) 実際の活動に対する加点について

ア 茨城県との防災協定に基づき実際に活動を行った者

30点を上限として一回の活動につき5点を加点します（加対象期間：平成23年1月1日から平成24年12月31日まで）。

ただし、東日本大震災時（H23.3.11からH23.3.31の間）の活動については、回数について厳密に把握することが困難であることから、回数にかかわらず10点の加点とします。

イ 市町村等との防災協定に基づき実際に活動を行った者

東日本大震災時（H23.3.11からH23.3.31の間）の活動についてのみ、回数にかかわらず10点の加点とします。

ウ 茨城県との防災協定に基づく活動については、東日本大震災時の活動を含め、監理課において実績を調査するため、証明書の提出は必要ありません。

市町村等の要請に応じて行った東日本大震災時の防災活動の証明についてのみ、証明書類を提出してください。

なお、東日本大震災時の活動について、県での活動実績と市町村での活

動実績の両方がある場合には、重複加点は行ないません。したがって、証明書類の提出は必要ありません。

- エ 防災協定に基づく市町村等の要請に応じて行った東日本大震災時の防災活動の証明について、市町村等から個別の建設業者に対して要請がなされていない場合(市町村等から防災協定を締結した団体あての要請はなされたが、個別の業者に対してまでの要請がなされていない場合)は、防災協定を締結している団体が無償又は実費相当の支払いで防災活動を行ったことについて、市町村等の証明書が発行され、かつ、当該要請に基づき当該団体が団体加入業者に対して無償又は実費相当の支払いで防災活動を行わせたことを証明する場合には、加点の対象とします。

(具体例)

A市 → B団体 → C業者(防災活動)

○ A市がB団体に対して要請を行い、B団体がその要請に基づきC業者に出動を依頼した場合の証明

① A市がB団体の活動(無償又は実費弁償)について証明する。

② B団体がC業者の活動(無償又は実費弁償)について証明する。

①, ②の証明書2枚をもって、活動実績を認定する。

※ 防災協定に基づく災害時のボランティア活動に対しての加点であるため、有償での活動は含まれない。